

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明した  
ものです。わからないことやご相談のある方は、お気軽におたずねくださ  
い。



まいばらしふくしじむしよ  
米原市福祉事務所

まいばらし しえんぶしゃかいふくしか  
(米原市くらし支援部社会福祉課)

ところ 〒521-8501

まいばらしまいはら ばんち  
米原市米原1016番地

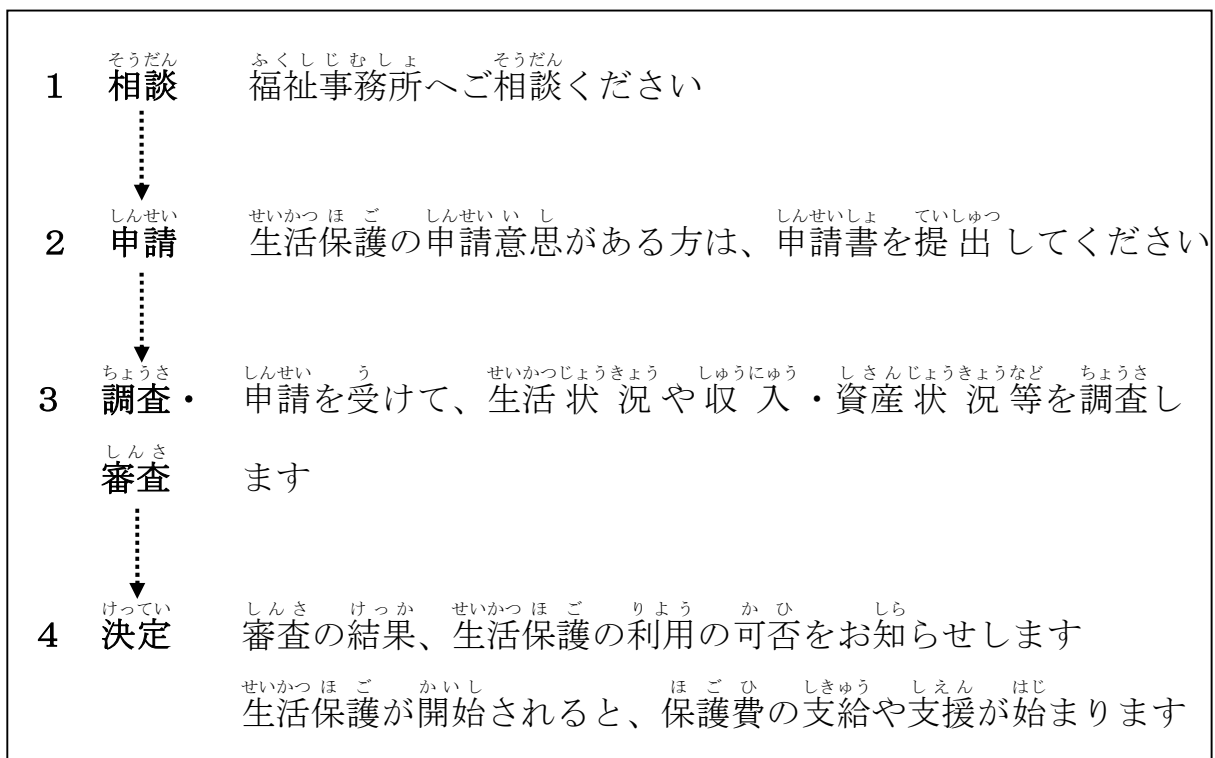
でんわ 53-5123 (直通) ちよくつう

# 1 生活保護制度とは

わたし びょうき はたら しゅうにゅう すく  
私たちは、だれでも病気やケガ、または働いても収入が少ないなど  
じゅう て せいかつひ いりょうひ こま  
の事由により、あらゆる手をつくしても生活費や医療費などに困ることがあ  
ります。

このようなとき、くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう にほん  
国憲法第25条)とともに、できるだけすみやかに自分自身の力で生活  
じぶんじしん ちから せいかつ  
できるように手助けする制度が生活保護です。

# 2 生活保護の手続きの流れ



## 1 相談（生活にお困りになったら）

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ご相談ください。お電話でも可能です。

家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用できる制度について、ご案内します。

お聞きした相談内容を、他の人へ話すようなことはありませんので、安心してお話してください。

## 2 申請（意思があればどなたでも）

生活保護を利用するには、ご本人による申請が必要です。申請したいという意思がある方はどなたでも、申請ができます。ご事情によりご本人が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。手続きや書類の書き方は、担当者がご案内します。

申請をされた場合、収入や資産の状況、お住まいの状況等を確認できる書類について、ご提出いただきます。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

## 3 調査・審査（調査と審査について）

あなたからの申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。

調査は申請時だけでなく、生活保護利用中も必要に応じて行います。

## ○ご自宅への訪問

すま じょうきょう かくにん せいかつじょうきょうなど きき  
お住まいの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況等をお聞きす  
るため、ご自宅へ訪問します。

せいかつほ ごりようちゆう たんとうしゃ ていきてき ほうもん  
生活保護利用中も、担当者が定期的に訪問します。

## ○資産の取扱い

あなたからの届け出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。

よちよきん せいめいほけん じどうしゃ とちかおく こうか ききんぞく ゆうかしょうけんなど せ  
預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・高価な貴金属・有価証券等の世

たいぜんたい しさん せたい じりつ こうか はんたん じっさい  
帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に  
住んでいる一定額以下の土地家屋等）については、保有が認められます。

ただし、保有が認められないものについては売却して生活費に充ててい  
ただきます。

## ○他の制度の利用

ねんきんじむしょなど ちょうさ ねんきん てあて こようほけんなど せいかつほごい  
年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以  
外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

さいいじょう こうれいしゃせたい ひょうかがく まんえんいじょう きょじゅうよう  
65歳以上の高齢者世帯でおおむね評価額500万円以上の居住用  
ふどうさん ほゆう ひと ようほごせたいむ ちょうきせいかつしえんしきん せいど  
不動産を保有している人で「要保護世帯向け長期生活支援資金」制度の  
りよう きぼう ばあい そうだん  
利用を希望される場合には相談します。

## ○資力しりょくがあるものの、すぐには活用かつようできない場合ばあいの取扱いとりあつかい

資力しりょく（預貯金よちよきん・土地家屋とちかおく・交通事故こうつうじこの補償金ほしょうきん・手当てあてや年金ねんきんの受給権じゆきゆうけんなど）

があるものの、すぐには活用かつようすることができず、急迫きゅうはくした事情じじょうなどやむを得えない理由りゆうがある場合ばあいは、いったん生活保護せいかつほごを開始かいしします。

ただし、資力しりょくが現金化げんきんかされるなど、活用かつようできる状態じょうたいになったときには、それまでに支給しきゆうした保護費ほごひ（医療費いりょうひ・介護費かいごひを含むふく）をさかのぼって返還へんかんしていただきます。このとき、世帯せたいの自立じりつの観点かんてんから、一部いちぶが返還免除へんかんめんじょされる場合ばあいもあります。

## ○能力のうりょくの活用かつよう

働くことができる方はたらは、その能力のうりょくに応おうじて、働いて収はたら入しゅうにゅうを得どりょくる努力どりょくをしてください。お仕事しごとを探さがすことしえんの支援しえんをしていきます。

病気びょうきや障しょうがいにより、働はたらくことが難むずかしい方かたには、医師等いしなどの意見いけんを参考さんこうにして、その方かたに合しえんった支援しえんをしていきます。

## ○ご親族しんぞくへの照会しょうかい

親おや、子どもこ、兄弟姉妹等きょうだいしまいなどのご親族しんぞくから、仕送りしおくや養育費よういくひを受うけることができる場合ばあいは、生活保護せいかつほごに優先ゆうせんして、生活費せいかつひに充あてていただきます。

なお、ご親族しんぞくは可能かのうな範囲はんいで援助えんじょを行うものであり、ご親族しんぞくがいるというだけで、生活保護せいかつほごを利用りようできないということはありません。

ご親族しんぞくに対して、援助えんじょの可能性かのうせいについて照会しょうかいを行おこないますが、DVやぎやくたいなどの特とくべつな事情じじょうがある場合ばあいは配慮はいりよしますので、ご相談そうだんください。

しゅうにゆう とりあつか  
○収入の取扱い

きゅうよ ねんきん てあてなど こうてき きゅうふ しんぞく しおく など しゆるい と  
給与や、年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問  
わず、あらゆるもの（詳しくは9ページ）を世帯の収入としてみなし、  
せいかつひ あ しゅうにゆうにんてい  
生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。

かなら ぜんがく しゅうにゆうにんてい ひつようけいひなど  
ただし、必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等につ  
いて、あなたの手元に一部を残したうえで収入認定するものもありま  
す。

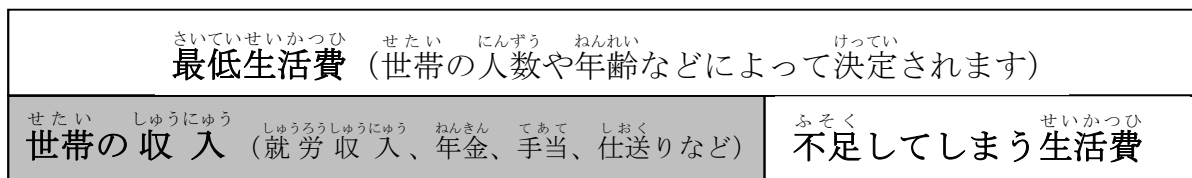
せいかつほ ご りよう かひ  
○生活保護のしくみ（利用の可否）

ていしゆつ しょるい ちょうさけっか せいかつほ ご りよう かのう  
あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能  
かどうかを審査します。

せいかつほ ご せたい にんずう ねんれい やちんがくなど くに さだ きじゆん  
生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準によ  
り計算した月ごとの「最低生活費」と、「世帯の全収入（給与、年金、  
てあて しおく など ひかく ふそく せいかつひなど おぎな せいど  
手当、仕送り等）」を比較して、不足する生活費等を補う制度です。ま  
た、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

せいかつほ ご ひ せたい こと しゅうにゆう せいかつ  
したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活  
じょうきょう へんどう つね いったい きんがく かぎ  
状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

れい  
(例)



せいかつほ ご ひ  
生活保護費

## 4 決定（生活保護が決まったら）

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があってから14日以内（調査に時間を要した場合等には最長で30日以内）に書面をお送りします。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

## 3 生活保護の利用が開始されたら

### 1 生活保護の種類

生活保護の扶助は、次の8種類です。世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

#### 生活扶助

衣食、光熱費等の日常生活の費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります

児童養育加算（高校生以下の養育者）、母子加算（ひとり親世帯）、

障害者加算（重度の障がい者等）・・・など

#### 住宅扶助

必要な家賃、地代等の住まいの費用（共益費・管理費は除く）

※ 家賃等を直接、家主等に支払う方法（代理納付）もあります。

#### 教育扶助

義務教育を受けている児童・生徒に必要な学用品、

きゅうしょくひなど ひよう  
給食費等の費用

いりょうふじよ  
医療扶助

びょういん しんりょうしょ じゅしん やつきよく くすり ひよう  
病院や診療所での受診や薬局での薬の費用

ちりょうざいりょう せじゅつ ひよう  
治療材料や施術の費用

かいご ふじよ  
介護扶助

かいご りよう ひよう  
介護サービスを利用する費用

じゅうたくかいしゅう ふくしやうぐ こうにゆう ひよう  
住宅改修や福祉用具を購入する費用

※ いりょうひ かいごひ げんそく びょういん かいご じぎょうしゃなど ちよくせつ  
医療費・介護費は原則として、病院や介護サービス事業者等に直接

しはら  
支払いをするので、現金は支給されません。

いりょうきかん へい じゅしんなど くわ  
医療機関への受診等について、詳しくは10～11 ページへ

しゅっさん ふじよ  
出産扶助

しゅっさん ひよう  
出産の費用

せいぎやう ふじよ  
生業扶助

しゅうしょく ひつよう ぎのう しゅうとく しかく しゅとく  
就職するために必要となる、技能の習得や資格の取得

をするための費用 (介護ヘルパーの資格等)

こうとうがっこうなど しゅうがく ひよう  
高等学校等に就学をするための費用

そうさい ふじよ  
葬祭扶助

そうさい ひつよう ひよう  
葬祭に必要な費用

□ いちじふじよ  
一時扶助

いちじてき ひよう ひつよう ひび  
一時的に費用が必要となったが、日々のやりくり

まか ばあい まいつき ほごひ りんじ  
では賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に

しきゅう  
支給されることがあります。

じぜん しんせい げんそく みつもりしょ りようしゅうしょなど しよるい  
事前の申請が原則で、見積書や領収書等の書類

ひつよう  
が必要となります。

※ おむつ代、アパートや借家の契約更新料、引越に必要な敷金や

うんそうだい かおく しゅうぜんひ つういんじ こうつうひ こうこう つうがく  
運送代、家屋の修繕費、通院時の交通費、高校へ通学するための

ていきだい  
定期代など



## 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

## 進学準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが、大学や専門学校等へ進学した際に支給されます。

## 2 生活保護利用中の権利と義務

### 権利〈保障されていること〉

- ◆ 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。
- ◆ 保護費として受け取るお金や物品に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ◆ 保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

## 義務《守っていただくこと》

- ◆ 働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従い、治療に専念してください。
- ◆ 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- ◆ 住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使ってください。
- ◆ ケースワーカーから、生活保護の目的達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

### 3 届け出と申告（届け出が必要なもの）

保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある（あった）場合に、すみやかに届け出をしてもらう必要があります。

#### あなたやご家族の毎月の収入について **収入申告**

➤ 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき

※ご家族のうち就労可能な方は、就労収入の有無に関わらず毎月申告が必要です。

➤ 年金などの公的手当があったとき

➤ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

➤ 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき

➤ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき

➤ 不動産など資産の売却があったとき

➤ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※ 正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

※ 偽りの申告をした場合など、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

## あなたやご家族の生活状況が変わる（変わった）とき **異動届**

➤ 住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）

➤ 家族に変化があったとき

（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）

➤ 就職や離職をしたとき

➤ 健康保険の資格を取得や喪失したとき

➤ 帰省などで家を長期間留守にするとき

➤ 生命保険などの加入、解約、名義変更したとき

➤ 家賃・地代が変更される時

➤ その他生活状況に大きな変化があったとき

## あなたやご家族の資産の状況について **資産申告**

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。

新たに口座の開設や生命保険に加入したり、資産（預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・

貴金属・有価証券等）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった

場合は、すみやかに申告してください。

## 4 医療機関への受診など（病気やケガをしたとき）

➤ 受診するときは、生活保護法で指定された医療機関で受診してください。

➤ 受診するときは「診療依頼書」が必要です。福祉事務所または、市役所

各庁舎、行政サービスセンター（息郷、醒井）で傷病届に記入し、

診療依頼書をもらってください。

➤ 国民健康保険以外の健康保険に加入している本人や扶養家族になっている

人は、その保険証と診療依頼書を医療機関に提出してください。

➤適切な医療機関で受診してください。病気やケガの状態によっては、通院

移送費の支給対象となる場合もあります。原則、同じ病気やケガについて

は、ひとつの医療機関を受診してください。

➤病状に適した医療をスムーズに受けるためにも、かかりつけ医を自宅に

近い病院（生活保護受入可能な医療機関）から選んでおくことが大切です。

す。

➤医師または歯科医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用できると

判断した場合には、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使うことにご

協力ください。

➤医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と

判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば、給付できます。

➤柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうについ

ては、給付に条件がありますので、事前に担当者にご相談ください。

（注）生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療

保険者証は使用できませんので、返還してください。

## 5 介護サービスの利用

介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手

続きが必要です。

## 6 減免制度

生活保護を利用している間は、届け出により、次のものについて、減額や免除を受けることができます。なお、所定の手続きが必要ですので担当者に申し出てください。

➤ NHK受信料

➤ 固定資産税

➤ 市県民税

➤ 国民年金保険料

➤ 下水道使用料

➤ 健診料（胃ガン、大腸ガン、子宮ガン、乳ガン、生活習慣病  
検診）

## 7 生活保護利用中の支援

生活保護の利用中は、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、支援していきます。

生活をするうえで困ったことやわからないことがあるときには、遠慮なく担当者へご相談ください。お仕事のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の職員もいます。

相談の内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

## 8 その他

➤ 生活保護を利用する権利を他人に譲り渡すことはできません。

➤生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。

➤暴力団であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

## 9 民生委員の役割

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗っていただける民生委員がおられます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員にもぜひご相談ください。

メモ

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, filling the central area of the page. These lines are intended for writing notes.